

公益社団法人津法人会 役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人津法人会（以下「本会」という。）の定款第 26 条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第 3 条 本会は、常勤理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は月額とし、毎月一定の日に支払うものとする。
- 3 常勤理事の退職に当たっては、当該理事の任期に応じて退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 常勤理事に対する報酬額は、総会において決定した次の金額を限度として、理事会において決定する。

常勤理事の報酬総額 500 万円

- 2 常勤理事に対する退職手当は、在職 1 ヶ月につき退職の日におけるその者の報酬月額に 100 分の 10 を乗じて得た金額とする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 報酬等は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第 6 条 常勤理事には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(費用)

第 7 条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第 8 条 本会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条

第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。